

下水道（公共下水道・農業集落排水）に異物を流さないで！

下水道に異物（タオル、紙おむつ、Tシャツなど）が流れてきてポンプ等の機械が停止する事態が発生しています。下水道管内に異物が流入すると下水道施設（中継ポンプ・処理場）の故障の原因となります。

ポンプが故障して止まってしまうと、マンホールから汚水が流れ出すとともに、接続しているお宅の排水設備（トイレ・排水口等）から汚水が逆流してしまう場合もあります。下水道施設を正常に保つため、次のものを流さないでください。

流してはいけないもの	理由と対応方法
ティッシュペーパー、衛生用品、タバコの吸い殻、ガムなど	ティッシュペーパーや衛生用品は水に溶けないため、詰まりの原因となります。原則としてトイレットペーパー以外の紙類は流さないでください。
布類	ポンプの回転羽根からみつので布類は絶対に流さないでください。タオル、雑巾、下着、ハンカチ等が絡まっていたことがあります。
野菜クズや生ゴミなど	下水管の詰まりの原因となったり、処理場にも大きな負担となるので、できる限り三角コーナー等のゴミ箱に捨て、固形物のゴミを流さないでください。
油類	油類は下水道管に流れ込むと冷えて固まり、詰まりの原因になります。さらに処理場にも大きな負担となりますので、廃食用油は拠点収集場所に出すか、新聞紙などに吸わせるか、固めて処分してください。

問合せ 上下水道課 下水道担当 ☎③61

令和2年度「小川町環境保全活動団体補助金」

環境の保全と創造に寄与する活動を実践している団体や町民グループの活動（具体的な事業）に対し、町では、自主性を尊重しつつ支援し、その拡大を図っていくことを目的として補助金を交付する制度があります。団体やグループの申請に基づき、予算の範囲内で事業に係る活動経費の一部を補助します。次に該当し、制度の活用を希望される団体等はお気軽にご相談ください。

対象団体 環境の保全と創造を目的として町内で活動を行う、10人以上の営利を目的としない町民団体及びグループであること

対象事業 身近な環境の保全、より良い環境の創造、それらの普及啓発に係る事業であり、町からの他の補助金、交付金、業務委託の対象となっていない事業であること

（事業例） ○河川の浄化や美化清掃活動

○身近な里山づくり

○緑化推進（環境保全に係る植樹・植栽）など

補助額 事業経費の2分の1以内（限度額45,000円）

申請期限 6月26日（金）

問合せ 環境農林課 環境保全担当 ☎①66

合併処理浄化槽設置工事補助金

公共用水域の水質保全のため、きれいな水にして自然に返すことができる家庭用合併処理浄化槽の設置工事費の一部を補助します。

補助金額

（1）単独処理浄化槽または汲取り便槽から合併処理浄化槽への設置替の場合

本体工事費補助

5人槽：44万4千円以内 7人槽：51万4千円以内 10人槽：64万8千円以内

既設槽撤去・処分費補助・・・単独の場合：6万5千円以内 汲取りの場合：2万円以内

配管費補助・・・20万円以内

（2）新築、増改築の場合

本体工事費補助（人槽に関わらず）12万円以内

要件

○家庭用の小型合併処理浄化槽（5人槽～10人槽）の設置であること。

○令和3年3月15日までに事業を完了させること。

○公共下水道事業計画区域外、農業集落排水処理区域外であること。

○浄化槽工事着手前に申請すること。

申請期間

（1）単独処理浄化槽または汲取り便槽から合併処理浄化槽への設置替の場合：令和3年1月末まで

（2）新築、増改築の場合：令和2年12月末まで

対象基数 約30基 *予算額に到達し次第、受付終了となります。詳細はお問合せください。

手続の流れ

補助金の交付申請から受領までの基本的な流れは下図のとおりです。申請書は上下水道課下水道担当（役場1階）窓口で配布しています。また、町HPからもダウンロードできます。

【工事の流れ】



浄化槽設置者へのお願い

浄化槽は、設置後の維持管理が非常に大切です。これらを怠ると浄化槽の機能が低下し、放流水質の悪化を招きます。必ず専門の業者と契約して、適切な維持管理をお願いします。維持管理とは、法律で義務付けられている次の3つのことです。

① 清掃・・・たまった汚泥の引き抜き（年1回以上）

② 保守点検・・・装置の調整・修理、消毒薬の補充（年3～4回）

③ 法定検査・・・放流水の水質検査（年1回）

問合せ 上下水道課 下水道担当 ☎③63